

条件書 MV08(2)_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1)「機器」とは、注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式（以下「管理台帳」という）で特定される乙所定の機械装置を意味します。
- (2)「接続機器」とは、「機器」に接続されている器具類を意味します。
- (3)「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (4)「対象製品」とは、「機器」、「接続機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。ただし、次の機械装置、器具類およびコンピューター・プログラムを除くものとします。
 - ① ネットワーク機器類ならびにルーター、ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
 - ② 乙が別途甲に対して切り分け対象外である旨を通知する機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム

2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する障害切り分けサービス（オフサイト）の内容は次のとおりとします。

- (1)「対象製品」に障害が発生した場合、甲の要請にもとづき乙の指定する技術者が電話により障害原因を調査します。
- (2) 障害切り分けサービス（オフサイト）には、訪問による障害原因調査および障害修復のための「対象製品」の修理・修復作業は含まないものとします。
- (3) 前号にかかわらず、乙が必要と判断し甲が要請した場合、乙の指定する技術者が訪問により障害原因を調査するものとします。この場合、甲は乙の請求にもとづき、本契約に定める「保守サービス料金」とは別に、乙所定の保守サービス料金等を乙に支払うものとします。
- (4) 乙が前号の訪問による障害原因調査を甲に提供する時間帯は、甲が本契約第4条第1号に定める乙所定の定時外保守付加サービスを選択した場合といえども、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- (5) 第3号において訪問による障害原因調査を甲が要請しない場合、当該障害原因の調査はその時点で終了するものとします。

3. 本契約第3条第1項に、次の条項を追加します。

- (1) 甲が「故障履歴情報提供サービス」の付加を選択した場合、乙は、障害切り分けサービス実施日、障害の原因となった「対象製品」、障害内容、乙の回答内容を毎月1回甲に報告するものとします。
- (2) 甲が「他社訪問要請代行サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は本条件書第2項に定める障害切り分けサービス（オフサイト）を実施のうえ、障害の原因となった「対象製品」の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引取り修理要請を代行します。ただし、当該要請時期が修理依頼先事業者の営業日・営業時間外に該当する場合、乙は、当該修理依頼先事業者の翌営業日に訪問修理要請または引取り修理要請を代行するものとします。
 - ② 前記①の修理等は、修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。

4. 本契約第6条第1項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

5. 本契約第8条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

6. 本契約第15条に次の条項を追加します。

- (1) 乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。
- (2) 本条件書第3項第2号にもとづき、乙が修理依頼先事業者に訪問修理要請または引取り修理要請を行ったにもかかわらず、保守の停止等の事由により、「対象製品」を修理依頼先事業者が修理できない場合でも、乙はその責めを負わないものとします。

以上